

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 神奈川県川崎市川崎区扇町6番1号
 氏 名 早来工営株式会社
 (法人にあっては、名称 代表取締役 小松 稔明
 及び代表者の氏名)



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の許可を受けた者であることを証する。

富山県知事 石井 隆



許可証確認用

複写及び他の使用目的は無効です

許可の年月日 平成28年6月29日
 許可の有効年月日 平成35年6月28日

1. 事業の範囲

収集運搬(積替え・保管を除く。)

汚 泥 (特定有害産業廃棄物であるもの(※)に限る。)
 廃 油 (揮発油類、灯油類及び軽油類又は特定有害産業廃棄物であるもの(※)に限る。)
 廃 酸 (水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は特定有害産業廃棄物であるもの(※)に限る。)
 廃アルカリ(水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は特定有害産業廃棄物であるもの(※)に限る。)
 廃ポリ塩化ビフェニル等

(法施行令第2条の4第5号イに掲げる廃ポリ塩化ビフェニル等(次の(1)又は(2)に掲げるものに限る。)

- (1) 電気機器又はOFケーブル(ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はOFケーブルを除く。)に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたもの(以下「微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油」という。)が廃棄物となったもの
- (2) ポリ塩化ビフェニルの濃度が廃ポリ塩化ビフェニル等一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの(1)に掲げるものを除く。)

ポリ塩化ビフェニル汚染物

(法施行令第2条の4第5号ロに掲げるポリ塩化ビフェニル汚染物(次の(1)から(4)までに掲げるもの(重量が5.46t以下かつ大きさが幅2.00m、長さ3.35m、高さ1.62m以下のものに限る。)に限る。)

- (1) 微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの
- (2) 汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずのうち、当該汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずに塗布され、又は染み込んだポリ塩化ビフェニルの量が汚泥、紙くず、木くず又は繊維くず一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの(1)に掲げる物を除く。)
- (3) 廃プラスチック類のうち、当該廃プラスチック類に付着し、又は封入されているポリ塩化ビフェニルの量が廃プラスチック類一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの(1)に掲げる物を除く。)
- (4) 金属くず、陶磁器くず又は工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物(以下「金属くず等」という。)のうち、当該金属くず等に付着し、又は封入されている物一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの(1)に掲げる物を除く。)

(以上6種類)

※ 特定有害産業廃棄物は、別表において○(積替え・保管を除く。)が記載されている有害物質を含むことにより有害なものに限る。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

な し

3. 許可の条件

な し

4. 許可の更新又は変更の状況

平成13年6月29日	収集運搬	【新規許可】	許可番号	1663001169
平成18年6月29日	収集運搬	【更新許可】	許可番号	1658001169
平成23年6月29日	収集運搬	【更新許可】	許可番号	01653001169
平成25年10月15日	収集運搬	【変更許可】	許可番号	01653001169

5. 積替え許可の有無
無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無
有

備考

- 市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。
- この許可の効力は富山県の全区域に及ぶ。

(別表) 特定有害産業廃棄物の種類

産業廃棄物の種類 有害物質の種類		II		III		IV		V	
		汚	泥	廃	油	廃	酸	廃	アルカリ
a	水銀又はその化合物	○				○		○	
b	カドミウム又はその化合物	○				○		○	
c	鉛又はその化合物	○				○		○	
d	有機 ^{りん} 化合物	○				○		○	
e	六価 ^{クロム} 化合物	○				○		○	
f	砒 ^ひ 素又はその化合物	○				○		○	
g	シアン化合物	○				○		○	
h	ホリ塩化ビフェニル	×				×		×	
i	トリクロロエチレン	○		○		○		○	
j	テトラクロロエチレン	○		○		○		○	
k	ジクロロメタン	○		○		○		○	
l	四塩化炭素	○		○		○		○	
m	1,2-ジクロロエタン	○		○		○		○	
n	1,1-ジクロロエチレン	○		○		○		○	
o	シス-1,2-ジクロロエチレン	○		○		○		○	
p	1,1,1-トリクロロエタン	○		○		○		○	
q	1,1,2-トリクロロエタン	○		○		○		○	
r	1,3-ジクロロプロパン	○		○		○		○	
s	チウラム	○				○		○	
t	シマジン	○				○		○	
u	チオベンカルブ	○				○		○	
v	ベンゼン	○		○		○		○	
w	トルエン又はその化合物	○				○		○	
x	1,4-ジメチル	×		×		×		×	
y	ダイオキシン類	×				×		×	

注) 表中の「○」は、該当する有害物質を含む特定有害産業廃棄物を取り扱える(積替え・保管を除く。)ことを示す。
表中の「×」は、該当する有害物質を含む特定有害産業廃棄物を取り扱えないことを示す。